明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三二）　一

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は英国を御訪問になる件（宮内庁五）　一
○雇用保険法第二十四条の二第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（厚生労働二一四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一〇二～一一一七）　五
○台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一一一八）　五

〔国会事項〕
内閣　船舶活用医療推進本部事務局　五

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
国家試験
令和六年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、潮来市土地改良区役員の退任関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
二〇二四（令和六）年度公害防止管理者等国家試験の公示関係　三〇
会社その他　三三

省令

○農林水産省令第三十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月五日

農林水産大臣　坂本　哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十四　（略） 五十五　台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス属植物（ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十六～八十九　（略）	**別表二**（第九条関係） （略） 付表 一～五十四　（略） 五十五　台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十六～八十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。